

函館港、森港、臼尻港、福島港、松前港 江差港、青苗港及び瀬棚港の地域的参考情報

1 各港の気象・海象の特性

- ・急速に発達する低気圧が通過する場合があります、最新の気象・海象情報を入手するようにしましょう。
- ・冬季は、低気圧と北西の季節風が吹き続ける時間帯が長く、また、急に吹き出す等の特徴を有し、猛吹雪となる場合があります。

また、吹雪は視界を妨げ、寒冷と強風を伴うため、霧中よりも航海が困難となることから、注意が必要です。

2 各港の警戒勧告及び避難勧告発出基準

区分	基準	実施事項
警戒勧告	気象庁から渡島及び檜山管内に暴風(雪)警報が発表され、かつ陸上部における平均風速は25m/s未満の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物荷役は中止するか、いつでも中止可能な体制をとること。 ・在港船舶は荒天準備を行い必要に応じて直ちに出港できる準備をすること。なお、各船の船長は以後の気象海象の見通し、自船の性能や状態、係留地の状況等を勘案し必要と認めた時は、港外への避難等講じること。 ・工事、作業現場においては荒天準備を行い資機材等の流出措置を講じること。
避難勧告	気象庁から渡島及び檜山管内に暴風(雪)が発表され、かつ陸上部における平均風速は25m/s以上又は台風の暴風域に入る場合	<ul style="list-style-type: none"> ・港内在港船舶は防波堤外、びょう地に避難又は係留の強化を図るとともに厳重な警戒体制をとること。ただし、函館港内の次の船舶は原則として、びょう地、防波堤外に避難すること。 ①総トン数1,000トン以上の危険物積載船舶 ②総トン数2,000トン以上の在港船舶 ・工事作業用の資機材等については、流出防止措置を完了させ、厳重な警戒体制をとること。 ・総トン数2,000トン以上の船舶(旅客が乗船中の旅客船及びカーフェリーを除く)は、原則として入港を見合わせる。 ・小型船は係留の強化を図るとともに厳重な警戒体制をとること。 ・国際VHF(ch16)を常時聴取する等の当庁との連絡手段の確保をすること。 ・当直員(船橋当直、無線当直等)の配置をすること。 ・AIS搭載船舶のAIS常時作動の確認をすること。

3 付近海域の特徴・注意事項等

津軽海峡(白神岬～恵山岬)、北海道南岸(恵山岬～内浦湾)及び北海道西岸(茂津多岬～松前港)海域においては、函館港を除いて適した錨地や海域が無く、沿岸海域には漁具が設置されているため、錨泊をしないようにしましょう。

・函館港、森港、臼尻港、福島港及び松前港

函館海上保安部交通課 0138-42-5658

・江差港及び青苗港

江差海上保安署 0139-52-5118

・瀬棚港

瀬棚海上保安署 0137-87-2634

緊急連絡先

各海域(港)最寄りの海上保安庁の事務所や地方運輸局で配布している走錨事故防止ガイドラインとともに、船橋に備え置いてください。